沼津市立今沢小学校

今沢小学校いじめ防止基本方針

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第２条）である。いじめはどの学級にも、どの子にも起こりうることを踏まえ、児童が安心して学校生活を送ることができるように、全ての教職員が共通理解を図り、保護者、地域、関係者と協力して問題の解消に取り組んでいく。

〔　相談窓口　〕
今沢小学校　966 － 5522
校長　塩﨑　哲治
教頭　高木　晃久
生徒指導主任　近藤　晴一

《　未然防止のための取組　》

〔　教師集団の姿勢　〕
- ○児童の小さな変化も見逃さない
- ○児童とのふれ合いを大切にし、存在を尊重する
- ○いじめを許さない姿勢、見逃さない雰囲気作り
- ○家庭との協力
- ○教職員の共通理解と情報共有
- ○命を預かっている意識

〔　校内連携体制の充実　〕

〔　子どもたちの「心の成長」と「共に生きる集団づくり」を大切にした学校生活　〕

〈　学級経営　〉
- ○「人間関係づくりプログラム」の実施と活用
- ○あいさつや言葉遣いを通した友達とのよりよい関係作り
- ○「学校内外の生活のきまり」の理解と遵守

〈　授業　〉
- ○「学習の約束」の徹底
- ○しりたい･ききたい･やってみたいを高める指導
- ○体験活動の重視
- ○ユニバーサルデザインを意識した授業作り

〈　道徳教育　〉
- ○教育活動全体で行う道徳教育の推進
- ○いじめをしない、させない、許さない児童の道徳性を養う道徳の時間

重点内容項目
「善悪の判断、自律、自由と責任」・「礼儀」

〈　特別活動　〉
- ○ペア活動を通した異学年との交流（遊ぶ会、ペア読書）

〈　情報教育　〉
- ○ネットモラル教育の充実と実施（各学年計画を立て、実施する）

〈 今沢中との連携 〉
- ○「『～したい』を大切にし最後までやり抜く今沢の子」の育成

《　いじめの発見に向けて　》

〔　手立て　〕
- ○全教職員による日常の丁寧な観察
- ○「沼津市いじめアンケート」（年１回）「こころのアンケート」（年２回）の実施→全児童との対話（トーク週間）
- ○打合せでの情報交換
- ○日記、ノート指導
- ○児童理解研修会
- ○保護者、地域からの情報収集と連携

〔　子どもの様子の把握　〕

いじめの発生 ⇒ いじめの態様を**「暴力」**、**「暴力を伴ういじめ」**、**「暴力を伴わないいじめ」**の視点でとらえる

- ・殴られたり、蹴られたり、物を壊されたり、捨てられたりする
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・金品をたかられる、隠されたり、盗まれたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

- ・転入者、外国人児童へのいじめ
- ・被災し、避難してきた子に対するいじめ
- ・LGBTへのいじめ
- ・特別に支援を要する子が加害者や被害者になるいじめ

等の理解と把握

《　いじめの対応　》

〔　いじめ対策委員会　〕
- □校長
- □教頭
- □生徒指導主任
- □教務主任
- □養護教諭
- □担任

○いじめの訴えや情報、いじめと思われる状況の察知
- ・いじめの兆候の把握

○生徒指導主任、管理職に報告
- ・教職員一人で判断しない　・初期対応の決定

○学級担任、学年主任、生徒指導主任による事実確認
- ・複数の教職員で対応し、個別に話や状況を聞く
- ・共感的に聞き、事実を確実につかむ
- ・情報の提供者に配慮する

○「いじめ対策委員会」において対応方針の決定
- ・具体的な対応や指導の手順を検討する
- ・教職員の役割分担を明確にする
- ・決定した対応方針を、教職員間で共通理解する

〔　関係機関との連携　〕
- ◇沼津市教育委員会
- ◇沼津警察署（少年サポートセンター）
- ◇子ども家庭課
- ◇片浜交番,愛鷹交番
- ◇児童相談所
- ◇青少年教育センター

- ◇民生委員
- ◇主任児童委員
- ◇学校評議員会
- ◇ＰＴＡ
- ◇スクールカウンセラー

〔　児童、保護者への具体的な対応　〕

○いじめられた子 保護者への支援
- ・担任が対応し、訴えや相談に誠意をもって応じる
- ・解決に向けて保護者とともに支援する体制を作る
- ・カウンセリング等の支援を行う
- ・再発防止策を提示する

被害児童の心身のケア

○いじめた子(たち) 保護者への指導
- ・事実の確認とともに行った行為は許されないことを自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える
- ・背景にあった状況を一緒に考える
- ・いじめは、だれでも被害者にも加害者にもなり得ることを理解させる

加害児童の成長支援

○他の児童への指導
- ・新たないじめを防止するための指導を行う
- ・傍観や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる

必要に応じて、懇談会等で他の保護者へ説明する

〔　重大事態への対応　〕（第28条）

〈 重大事態とは 〉
- 生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

〈 発生時の対応 〉
- ○速やかに教育委員会に報告する
- ○いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し、関係機関と連携して適切な対応を行う
- ○いじめを受けた児童の保護者に対し、情報を適切に提供する

《　いじめの解消に向けて　》

- ○継続指導
- ○家庭連絡

→ **３ヶ月の継続観察** → **○いじめ解消の確認** 校長が判断

《　学校評価　》（第34条）

- ・命の尊厳　・外部連携の有効活用
- ・一人一人に寄り添う指導

⇒ 取組状況を評価する

※（第○条）とは「いじめ防止対策推進法」の該当条項である。